

都市公園等に関する提言

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園の整備を着実に推進するため、都市公園事業等に対し、十分な財政措置を講じること。

また、公園施設の安全管理を強化するための維持管理費については、公園施設長寿命化計画に基づいた補修等に係る財政支援を行うこと。

さらに、市街地の防災性や公園施設の安全性の確保を図るため、「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を継続すること。

2. 緑地等保全のための支援制度の充実

- (1) 都市における緑地、景観保全を図るため、特別緑地保全地区等に対する支援制度を充実すること。
- (2) 都市における民有地等の緑地保全を図るため、保存樹林地等に対する相続税納税猶予制度等、土地所有者の負担軽減制度の見直しを行うとともに、都市自治体が行う買取りに対する支援措置を講じること。